



△道路行政に關係ある法律命令、訓令、通牒等苟くも道路行政に當る人々の知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる疑問は本欄に於て回答するを以て會員諸氏は隔意なく質問あらん事を望む

◎軌道法中改正ノ件(昭和四年四月十七日法律第六一號)

軌道法中左ノ通改正ス

第十一條第一項中「運轉時刻テ」「運轉速度及度數」ニ、同條第二項中「料金又ハ運轉時刻」ヲ「料金、運轉速度、度數又ハ發著時刻」ニ改ム

第十七條 公共團體ニ於テ公益上ノ必要ニ因リ軌道(未タ運輸開始ニ至ラサル線路ヲ含ム)ノ全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトストキハ軌道經營者ハ之ヲ拒ム

コトヲ得ス

前項ノ規定ニ依リテ一部買收セラレタル爲殘存線路ノミニ付事業ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキハ軌道經營者ハ殘存開業線路ニ付テハ該線路及其ノ附屬物件ノ買收ヲ求メ未タ運輸開始ニ至ラサル殘存線路ニ付テハ其ノ事業廢止ニ因リテ生スル損失ノ補償ヲ求ムルコトヲ得  
第十八條 公共團體ニ於テ前條ノ規定ニ依ル買收ヲ爲サムトストキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

公共團體ニ於テ前條ノ規定ニ依ル買收ヲ爲シタルトキハ特許ニ因リテ生スル權利義務ヲ承繼ス

第十九條 公共團體カ第十七條ノ規定ニ依ル買收又ハ補償ヲ爲ス場合ニ於テハ買收價額又ハ補償金額ハ協定ニ依ル協議調ハサルトキハ申請ニ因リ地方鐵道法第三十一條乃至第三十三條ノ二又ハ第三十六條ノ二ノ規定ニ準シ算出シタル金額ヲ標準トシテ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十條中「第十八條第一項」ヲ「第十七條」ニ改ム

第二十六條 地方鐵道法第六條ノ二乃至第八條、第十條第

二項、第十一條、第十五條、第十七條、第十九條第二項、第二十三條第二項第三項、第二十五條、第二十七條、第三十條乃至第三十六條ノ二、第三十六條ノ四及第三十六條ノ五ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ地方鐵道法第七條第二項及第八條中鐵道抵當法トアルハ明治四十二年法律第二十八號トス

第二十九條第一項ニ左ノ一號ヲ加フ

五 第二十六條ニ於テ準用スル地方鐵道法第六條ノ四第一項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ同條第二項ノ規定ニ違反シテ後配株主ニ不利益ヲ及ホシタルトキ

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

〔參照〕

大正十年四月十四日法律第七十六號軌道法抄錄

第十一條 軌道經營者ハ旅客及荷物ノ運賃其ノ他運輸ニ關スル料金並運轉時刻ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

主務大臣ハ公益上必要アリト認ムルトキハ運賃、料金又ハ運轉時刻ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十七條 軌道經營者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非サルハ軌道ノ附屬物件ノ讓渡又ハ貸渡ヲ爲スコトヲ得ス

第十八條 國又ハ公共團體ニ於テ公益上ノ必要ニ因リ軌道ノ全部又ハ一部及其ノ附屬物件ヲ買收セムトスルトキハ軌道經營者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

公共團體ニ於テ前項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲サムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

公共團體ニ於テ第一項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲シタルトキハ特許ニ因リテ生スル權利義務ヲ承繼ス

第十九條 地方鐵道法第三十一條乃至第三十五條ノ規定ハ國ニ於テ前條第一項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス  
公共團體カ前條第一項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲ス場合ニ於テハ買收價額ハ協定ニ依ル協議調ハサルトキハ申請ニ因リ前項ノ規定ニ準シ算出シタル金額ヲ標準トシテ主務大臣之ヲ裁定ス

第二十條第一項及第二項

公共團體カ第十八條第一項ノ規定ニ依ル買收ヲ爲ス場合ニ於テ公益上ノ必要ニ因リ兼業ニ屬スル資産及軌道經營ニ必要ナル貯藏物品ヲ買收セムトスルトキハ軌道經營者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

公共團體カ第十八條第一項ノ規定ニ依ル買収ヲ爲ス場合ニ於  
テハ軌道經營者ハ兼業ニ屬スル資産及軌道經營ニ必要ナル貯  
藏物品ノ買収ヲ求ムルコトヲ得

第二十六條 地方鐵道法第七條第二項第三項、第八條第一項、

第十條第二項、第十一條、第十五條、第十七條、第十九條第

二項、第二十三條第二項第三項、第二十五條、第二十七條、

第三十條第二項及第三十六條ノ規定ハ軌道ニ之ヲ準用ス但シ

地方鐵道法第七條第三項及第八條第一項中鐵道抵當法トアル

ハ明治四十二年法律第二十八號トス

第二十九條第一項

左ノ場合ニ於テハ軌道經營者又ハ其ノ役員若ハ使用人ヲ十圓

以上十圓以下ノ過料ニ處ス

(左記略ス)

## 質 疑 應 答

**問** 自動車専用道路の用地の取得に就ては土地收用法を  
適用し得るや(東京市在出願人)。

**答** 自動車専用道路は近時の產物であつて、土地收用法

に於ては何等之に關し規定はないが、同法中道路は公共の  
利益と爲るべき事業とし此事業の爲に必要な土地の取得に  
就ては土地收用法を適用し得ることゝ爲つてゐる、故に問  
題は自動車専用道路が右法上に所謂道路に該當するか否か  
である。想ふに自動車専用道路は一般自動車の交通に供す  
るものであつて、一般交通に供するものであることは普通  
道路と異なる所はない、唯だ普通道路に於ては交通物體を制  
限しないが自動車専用道路は夫れを制限して自動車に限つ  
ただけである、従つて其の性質は普通道路と異なる所はない、  
又普通道路の使用は原則として無償主義で自動車道路の使  
用は有償であるが、其の使用の有償無償に依つて公益事業  
か否かを決定すべきでないから之も亦問題とはならぬ、従  
來内務省の意見は法上所謂道路は道路法に依る道路と限定  
したが、其の性質と效用とに鑑るときは、普通道路と區別  
すべきものでないから法第二條に規定する道路に該當する  
ものと解すべきである(田中幹事)。